

議案第 87 号

大田原市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例の制定について  
大田原市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例を別紙のとおり制定する。

平成 25 年 12 月 9 日提出

大田原市長 津久井 富雄

## 大田原市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例

### (設置)

第1条 市民の生涯にわたる学習活動を支援し、かつ、ボランティアをはじめ、まちづくりに寄与する市民活動の推進を図ることにより、豊かな生涯学習社会の実現に資するため、大田原市生涯学習センター（以下「センター」という。）を設置する。

### (名称及び位置)

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 大田原市生涯学習センター

位置 大田原市本町1丁目2716番地5

### (開館時間)

第3条 センターの開館時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日は、午前9時から午後6時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、大田原市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。

### (休館日)

第4条 センターの休館日は、次のとおりとする。

(1) 火曜日

(2) 12月29日から翌年1月3日までの日

2 前項の規定にかかわらず、センターの管理上特に必要と教育委員会が認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

### (事業)

第5条 センターは、次に掲げる事業を行う。

(1) 生涯学習・市民活動（以下「生涯学習活動等」という。）に関する活動のための施設及び附属設備の提供

(2) 生涯学習活動等に関する講座の開催

(3) 生涯学習活動等に関する情報の収集及び提供並びに相談

(4) 生涯学習活動等に関する調査、研究、普及及び啓発

(5) 生涯学習活動等を行う人材の育成及び研修

(6) 生涯学習活動等に関する事業を行う団体の連携及び交流の支援

(7) 国際交流の推進

(8) その他センターの設置目的を達成するために必要な事業

### (職員)

第6条 センターに所長、その他必要な職員を置く。

### (施設)

第7条 センターの施設は、次のとおりとする。

- (1) 研修室
  - (2) 多目的会議室
  - (3) 視聴覚室
  - (4) 団体事務局室
  - (5) 学習室
  - (6) 交流広場
- (使用の許可)

第8条 前条に掲げる施設のうち、第1号から第4号までの施設及びその附属設備（以下「施設等」という。）を使用する者は、あらかじめ教育委員会に登録された者とし、事前に教育委員会の許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、管理上必要があると認められるときは、前項の許可に条件を付することができる。

3 教育委員会は、施設等の設置目的に照らし、適当でないと認めるときその他管理上支障があると認めるときは、施設の使用を拒否することができる。

(使用料)

第9条 センターの使用料は、無料とする。

(登録要件)

第10条 第8条に規定する登録ができる者は、市内に活動拠点を有する次の各号に掲げるものとする。

- (1) 生涯学習関係団体
- (2) ボランティア活動団体
- (3) 非営利活動団体
- (4) 地域活動団体
- (5) 事業者等で社会貢献活動を行うもの

2 前項に掲げる者のほか、教育委員会が特に必要と認めるものについては、この限りでない。

(目的外使用等の禁止)

第11条 第8条の規定による許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、センターを許可目的以外に使用し、又は使用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(使用許可の取消し等)

第12条 教育委員会は、使用者がこの条例及びこれに基づく規則に違反し、又はそのおそれがある場合は、その使用を停止し、又は使用の許可を取り消すことができる。

2 前項の措置により使用者に損害が生じることがあっても、教育委員会はその賠償の責めを負わない。

(原状回復の義務)

第13条 使用者は、施設等の使用が終わったとき、又は前条第1項の規定により使用を

停止され、若しくは使用の許可を取り消されたときは、直ちに設備その他を原状に復し、教育委員会の点検を受けなければならない。

2 教育委員会は、使用者が前項の規定による義務を履行しないときは、使用者に代わりこれを執行し、その費用を使用者から徴することができる。

(損害賠償の義務)

第14条 使用者は、センターの使用に際して、故意又は過失により、施設及び設備等をき損又は滅失したときは、教育委員会の認定に基づき、その損害を賠償しなければならない。ただし、特別な理由があると教育委員会が認めた場合は、この限りでない。

(指定管理者による管理)

第15条 センターの管理の全部又は一部は、教育委員会が指定する法人又はその他の団体（以下「指定管理者」という。）に、行わせることができる。

(指定管理者が行う業務)

第16条 前条の規定により指定管理者にセンターの管理を行わせる場合には、当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) センターの施設の管理及び設備の維持管理に関する業務
- (2) センターの使用の許可に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、センターに関する事務のうち、教育委員会のみの権限に属する事務を除く業務

2 前項に規定する場合において、第8条及び第12条から第14条までの規定の適用については、これらの規定中、「教育委員会」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。